

## 平成 22 年第 2 回定例会-2(第 5 日 6/15)

- 議長(浅野正明) 長谷川大議員。(拍手)

[長谷川大議員登壇]

- 長谷川大議員 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

通告に「市長に見解を伺う」という文言がありますけど、どうぞ、「所管でございますので、私のほうから」という答え方でも結構でございます。

まず、指定管理者制度でございますけれども、皆様のお手元に資料を配付させていただきました。中継を見ていただいている方には、メモをしていただければと思います。http://bit.ly/siteiに資料のほうを用意してございます。ただ、直前にもちょっと誤りがあって、それを修正しまして、皆様のお手元に配付したのは正しいものですが、ネット上に用意させていただいたものは、右側の下のほうの20年の正規職員の数がネット上は14人になっています。これが13名の誤りですので、よろしくお願ひしたいと思います。

これについてですけれども、今、指定管理者の公募が各施設等々の所管課で作業が始まっておりますけれども、この指定管理の制度については、自治法の解説本ですとか指定管理者制度の解説本とかを見ますと、特に体育施設というのは、民間のノウハウで民間に運営をしていただくのが、適切じゃないかとまでは書いていないんですけど、そういうことができる事例として、体育施設というのは挙がってきている筆頭なんですね。

それで、じゃあうちはどういうもんかというのをちょっと調べてみますと、こういうふうになっています。これについて、どのようにお考えになるか。私の書いたこの図ですね。どのようにお考えになるかを伺いたと思います。

それから2番目です。滞納とサービスの受給についてということですが、私どもの日色議員が21年の4定で質問をしました市税の滞納者に対するサービスの受給制限についての話がありました。公平性の観点から見れば、意味があることだと私は思うんですけども、そのことについて、日色議員の質問に対しての答弁が、「考え方を整理していきたい」という答弁がありましたけれども、その後どうなったか、総論での市の方針について伺いたと思います。

[総務部長登壇]

- 総務部長(石井克幸) 指定管理者制度についてのご質問にお答えします。

資料のほうをご提示されて、どのように思うかというようなことでございました。私ども、指定管理者の選定に当たりましては、制度の事務手続についての標準として作成しております指定管理者制度事務手続マニュアルというものを作成しております、その中で、選定委員に外部の委員を加えること、また委員には、原則として公認会計士、税理士、中小企業診断士等、財務の状況の評価が可能な者を加えること、また市の職員による選定委員は2名以内にするなど盛り込んでおりますが、外部の委員については、特に選出の制限というものには触れておりません。

しかしながら、選定委員の選出に当たりましては、マニュアルの中でも示しておりますけれども、施設の利用者の代表、または有識者、施設の設置目的を達成する上で関係の深い方など、さまざまな分野に精通した方をお願いする、または団体から推薦を受けまして、各所管部署の判断で決定をいたしております。

どのように思うかということでございますが、私どもとしましては、そのマニュアルの趣旨で選出した者ということで確認しております、特にマニュアルに照らして、逸脱しているものというような考えはございません。とは申しましても、公平性というところが問われるものでございますので、今後とも公平性、公正性、透明性の確保には努めてまいりたいと考えております。

以上です。

[企画部長登壇]

- 企画部長(金子昌幸) 滞納とサービス受給についてのご質問にお答えをいたします。

市税等滞納者に対するサービスの受給制限に係る市の方針についてでございますが、行政にかかるコストに対し市民が広く納税義務を負うという税制度や受益者負担の趣旨から、滞納している方に対し、さらに行政サービス等を提供をしていくことは、その分、他の市民の負担が増加をすることにもなり、公平性の観点から問題が残ることから、行政サービスの受給制限について、方針を定めていく必要があるものと考えております。

議員ご指摘の滞納者に対するサービスの受給制限につきましては、やむを得ない理由による滞納者への配慮や市民生活に不可欠なサービス提供の制限の問題など、いろいろあると考えられます。

また、他の自治体の例におきましては、税を中心に滞納状況を確認しながらサービスを制限していくなど、その取り組み方もさまざまになっております。このようなことから、市民に十分な説明を行うとともに、理解を得る必要がございますので、市の方針については全体的に精査をした中で決めてまいりたいと考えております。

また、現在税務部において、市税を含む公債権の滞納者の情報の共有や私債権も含めた徴収体制、債権管理条例の設置などの検討を行って、債権回収の強化に取り組んでいるところでございますが、これらの取り組み状況も考慮しながら、担当部局と調整して、市としての公平・公正な行政サービスの提供について、考え方を整理してまいりたいと考えております。

以上でございます。

[長谷川大議員登壇]

●長谷川大議員 わかっていただけでしたか——ごめんなさい、じゃあ、ちょっと説明しますね。

今、アリーナの指定管理が文化・スポーツ公社であることはご承知のとおりですね。それで、今度、来年からの指定管理者を選定する公募の選定委員会がここに書いてあるとおりでございまして、文化・スポーツ公社は多分また応募するんだと思うんですね。もう応募したのかどうか、わかりませんけれども。副理事長に体育協会のAさんが入ってまして、体育協会の副会長さんが指定管理者の選定委員会の委員長になっています。

それで、その委員長さんBは、別の副理事長の、教育長の元の上司で、選定委員会の委員の中に、文化・スポーツ公社の副理事長の別の肩書である教育長という肩書の部下になる教育次長、それから理事の管理部長の部下である財務課長が入っているわけですね。

それで、先ほどの答弁の中にもあったんですけれども、マニュアルに照らし合わせて、問題ありませんと言っているんですけど、じゃ、マニュアルをつくったのはだれよという話になると、マニュアルをつくったのは、この理事でもある総務部長が今答弁していましたけれども、こういうところがつくっているわけでありまして、地方自治法が改正

になって、指定管理の制度を導入してというところで、最初の導入時期の公募、選定のところは、いろいろと混乱もあったと思うんです、私は。それで、そこから一巡終わって、去年議会にかかってきたのが 2 巡目の指定管理の公募だったわけですが、その辺から、ちょっといろいろな方からいろいろな声が入ってきて、「いやいや、もうもう、完全出来レースで、応募したって、民間が指定されることはないんですよ」と。ひどいところになると、課長——言っちゃいけないんですけど、ある人が「もうここは、ある人の関係するところで決まっていますから」とか言われたりとか、そういうことがたくさんあったらしいんです。「2 巡目だって、もう出来レースで決まっちゃうから、応募したって無理なんですよ」という話が、今回もまた聞こえてきました。この文化・スポーツ公社じゃなくて、アリーナじゃなくても、ほかのところでもそういう声が聞こえてきて、民間の事業者に入っていて、民間のノウハウで 運営していただくという話になっているこの制度に、なじむか、なじまないかということも十分に、本当はこの 5 年間、僕はこの 5 年間でワンクール回した中で、その施設が指定管理の制度になじむかどうか、あるいは、公募で指定管理者を選定するということがなじむかどうかということを、十分に精査してもらった期間だったと思うんですけれども、それにもかかわらず、そういうことをやった形跡がなくて、昨年 2 巡目の指定管理者を選定するとき、いきなりさっきの答弁に出てくる事務手順マニュアルをつくったわけですね。それで、そのマニュアルが果たして精度の高いものかといったら、そうじゃないというふうに私は思っているんですけれども、そういう中で、その指定管理の選定がどんどん進んでいるという実態があるわけです。

私は、先ほどから申し上げている総合体育館に関しては民間のノウハウで十分に管理・運営をしていただけるのではないかと考えておりました、逆に、アンデルセン公園、これはもう私の私見として述べさせていただきますけれども、あそこまで業務が多岐にわたって行わなければならない、市のシンボリックと言ったらおかしいんですけれども、力を入れている事業に関しては、果たして公募で指定管理者を選定することが妥当なのかどうか。私は、非公募で、公園協会が引き続きやっていただくことがより効果的ではないかというふうに思っています。アンデルセン公園に関して言えば、公園協会が一生懸命、それぞれの職員の方が努力をして管理運営をしているわけですので、そういうところと、この総合体育館のようなところとのメリハリをきちんとつけていただくような形でやっていただきたいなと。

と言いながらも、指定管理の選定作業が進みますと、我々議会のほうでとやかく言っても、議案として上がってくるまではどうにもならない。ですから、もうこの総合体育館の選定作業も進んじゃうし、アンデルセン公園に関して進んじゃうしということでございますので、どうもこの指定管理に関しては、もうちょっと力を入れて——力を入れてというのは法人の経営状況報告でも出てきました公益法人のあり方に関することに

も関係するわけなので、本当は今回の前の、要するに、前回のクールのときに、最初のクールのときに、このあり方も含めて、総合的に庁内できっちりとらえていただきたかったなというふうに思いますが、とりあえず、来年度はしっかりやっていただきたいというふうに思います。なので、これは質問でも何でもなくて、もうお願いだけです。

それから、滞納とサービスの受給の関係についてですけれども、先ほども申し上げたように、21年の4定で、私どもの日色議員が質問をして、細かくわかりやすく理事者の皆さんにもお話を申し上げたはずなんです。そのときの答弁が「考え方を整理していきたい」ということでありました。

それで、先ほどの企画部長の答弁で、一番最後に全く同じことを言っているんです。「考え方を整理してまいりたいと考えております」と。結局、振り出しに戻っちゃっていますね。今まで何をやってきたのかということをお伺いしたいと思うんですけれども、いつまで考えたってしょうがない話なんで、担当の皆さんが考えるに当たっても、大方針を決めていないから進められない、あるいは進まないという部分があって、サービス受給を制限するというふうに言うと、皆さんお怒りになるかもしれないんですけども、救済措置というのは全部考えるべきなんです。当然、当たり前の話なんですけれども、そのことを各部、各課がきちんと考えた上で、サービスの制限というのはあってしかるべきなんですけれども、ただ、この役所の中は、どうも民生費の使われ方を見てわかるように、甘いんですよね、福祉の系統に。

それで、そういうことから考えて、1回、私自身はもう聖域も設けずに、ばさっとサービスの受給制限をかけるという大方針を決めるべきじゃないかというふうに思っています。決めた後にじゃないんです。決めるまでの過程の中で、その救済措置に関してはきちんと用意をする。そういうことも考えなきゃいけないのに、どうも使うのが当たり前だと思っているのが、特に民生費を扱っていらっしゃる皆さんの、そういう傾向があるんじゃないかと思います。

ですから、滞納をしたら、ちゃんとお支払いをいただくというところまでをきちんと各課が丁寧に取り扱いをするということを、きっちりするような制度を設けてやっていただきたいと思えますし、(予定時間終了2分前の合図)もう1つは、財政部が予算を編成するときに、一言で結構だと思うんですけど、「滞納どうなってる」という一言は、予算を要求されてきたときには問いかけをしていただきたいと思えます。「どうなってる」が、その状況を示すだけではなくて、対応をどうしているかというところまで深く聞いていただきたいなというふうに思えます。

いずれにしても、1つだけお答えをいただきたいと思います。一体いつになったらこれに手をつけていく気があるのか、あるいはないのか。いつまでも考え方を整理し続けていただいても困るということでございます。

[副市長登壇]

●副市長(松本敦司) 長谷川議員の第2問にお答えします。

確かに、昨年(2019年)の第4回定例会で、日色議員の質問にお答えして、整理してみたいということで、これは私から答弁させていただいたことでございます。その後、おっしゃるように、具体的な指示を私からも出し切れなくて、担当もどこなんだろうというようなこともあって、検討が進んでいないということは、素直に、率直に認めざるを得ないと思っております。

じゃあ、今後どうするんだということでございますけれども、現在、1つは、私債権について包括的に取り扱っていかうということで、これは債権回収対策室を中心にやりますと。もう1つは、行政経営室のほうで行政全般を見ますということで、ここが主体となって、考え方をまず整理を、これは早急にいたします。特に、債権の関係で言いますと、回収に困っているようなもの、影響の大きなものでケース・スタディーをして、そこで考え方を整理して、それでほかのものに適用可能かどうかというのを各部に紹介するという形で進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

[長谷川大議員登壇]

●長谷川大議員 また「考え方を整理する」という言葉が出てきたんですけども、お願いしておきます。いつまでも考え方を整理していないでいただきたい。庁内でちゃんと期限を切って、いつまでにやるということを決めて、取り扱っていただきたいと思いません。

ありがとうございました。